亀岡市公告第１２０号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月２４日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

１　都市計画の種類

生産緑地地区

２　都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠上西裏の一部

亀岡市大井町並河２丁目の一部

３　縦覧場所

亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

４　縦覧期間

令和８年１１月２４日から令和８年１２月８日まで